平成２５年（フ）第１２４２号
埼玉県新座市大和田１丁目13番４―308号　セザール新座ガーデン
債務者　阿部　隆司
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４３号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目７番１号　アップルコート紫原Ⅱ102号
債務者　小田　則明
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１１８１号
さいたま市桜区大字神田705番地１　リブリ・Ｅｖｅｒｇｒｅｅｎ201号
債務者　近藤　翔太
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１９号
さいたま市西区三橋６丁目265番地１　Ｋ・Ｋ・ロイヤルマンション307
債務者　中宗　博則
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４１８号
埼玉県越谷市大字三野宮636番地　アウローラ・デュオ111号
債務者　三神　清志
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４７２号
埼玉県越谷市神明町１丁目54番地１　ベルドゥムール越谷神明町503号室
債務者　白石由紀恵
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
京都府舞鶴市字浜107番地10―602号
債務者　宮下　昌士
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第１８９４号
札幌市東区北11条東７丁目１番１―812号
債務者　山保　律子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４５号
千葉県東金市田間390番地４
債務者　尾崎　敏人
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１６１号
千葉県旭市鎌数4458番地32
債務者　菅谷富美江（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第５２２号
神奈川県秦野市西田原68番地の10
債務者　橋本　将也
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６４号
静岡県富士市大淵164番地の２、前住所静岡県富士宮市外神東町68番地
債務者　眞山　忠道
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第８８９号
大阪府富田林市高辺台３丁目３番11―502号
債務者　中園タキ子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９８４号
大阪府松原市上田８丁目14番８―106号
債務者　柗本　　誠
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９８８号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　２―807号
債務者　大西由美恵
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９９９号
大阪市港区八幡屋１丁目10番21号　第七柴田ビル302号
債務者　柳橋　友紀（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０１１号
堺市西区鳳南町５丁570番地１　長栄荘、前住所堺市西区菱木３丁1921番地13
債務者　木本工務店こと　木本　　亮
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係